

平成30年度 名護湾沿岸基本構想策定業務仕様書

1 業務名

名護湾沿岸基本構想策定業務

2 業務の目的

本事業は、名護湾沿岸に配置される「名護漁港」や「21世紀の森公園」、「宇茂佐海岸」などを対象区域とし、本市の産業振興及び定住促進に資するまちづくり構想を策定するものであり、具体的には、「21世紀の森公園」などにおけるスポーツコンベンションを主とした新たな観光機能の整備や、「宇茂佐海岸」などを活用したビーチリゾートの開発など、本市の更なる観光・産業振興を図るための構想を策定するとともに、「名護漁港」における将来を見据えた交通結節点機能としての整備など、観光客や地域住民の交通利便性向上につながる構想を策定するものです。

本業務では、構想の実現に向けた名護湾沿岸地域の全体及びゾーン別の計画図を策定するための前提として、本市や社会情勢等の基礎的調査を行い、事業具体化に向けた課題の抽出やロードマップの作成を行います。

3 業務期間

平成30年度 契約締結日～平成31年3月20日（水）

4 業務内容

(1) 基礎的調査

① 基礎情報の収集

本計画地域に関連する計画の収集整理、まちづくりに関連する動向の調査など、基礎情報の収集を行う。

② 関係者動向調査

国や沖縄県、又は市内関連団体等の関係機関や、関係する企業ヒアリングなど、関係者の動向調査を行う。

③ 事例調査

本市のまちづくり構想と類似する国内外の事例の情報収集を行う。

④ 対象地の現状把握

本業務の対象となる地域の資料調査や現場調査を行う。

(2) まちづくりの課題と展望

基礎的調査に基づき、本市のまちづくりに対する、これまでの課題を抽出するとともに、今後の展望を示す。さらには、本業務のまちづくりの意義と位置づけを明確にする。

(3) まちづくり全体構想

本市のまちづくりの具体的な方針を示すため、基本コンセプト（案）や、ゾーニング及び整備イメージ（案）を示す。

(4) 構想の実現に向けて

本構想の事業化に向けた課題を抽出し、実現に向けた事業化のロードマップ（案）

を示す。

(5) 庁内会議（部長会を予定）での支援業務

本市の庁内会議において、本業務の報告を行う際の支援を行う。

なお、その際の対応事項を下記に示す。

ア 庁内会議配布資料の作成及び印刷

イ 庁内会議事務局の支援

ウ 上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項

庁内会議は2回の開催を予定しているが、変更される可能性もあります。

【参考】平成31年度：

(1) 前提条件の整理

法制度等、まちづくりを確実に実施していくための関係機関との調整を含めた、事業化にあたっての課題の解決策を整理する。

(2) 関係者意向調査

まちづくり基本構想の実施に関連して、国や沖縄県などの関係機関及び、市内外の民間事業とのサウンディング調査等を実施し、本市のまちづくり基本構想の実施にあたっての意向を調査する。

(3) 事例調査

現地調査を含めた国内外の先進事例の調査を行う。

(4) 基本構想（案）の策定

① 基本計画の策定

全体及びゾーン別のコンセプト等基本計画をまとめるとともに、基本計画に沿った全体及びゾーン別の整備計画図を示す。

② ロードマップの作成

まちづくり基本構想を実施していくために、ゾーン別の事業化の方策や事業化に向けた具体的なスケジュール、財源の検討も含めた概算事業費等を示す。

(5) 「名護湾沿岸基本構想検討委員会（仮称）」の設置

本業務の実施にあたり有識者で構成する「名護湾沿岸基本構想検討委員会（仮称）」を設置し、意見の聴取を行う。

なお、その際の対応事項を下記に示す。

ア 名護湾沿岸基本構想検討委員会（仮称）の委員との連絡調整

イ 委員会配布資料の作成及び印刷

ウ 委員会事務局の支援

エ 委員会議事録の作成

オ 上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項

※ 当該検討委員会は4回の開催を予定しているが、変更される可能性もあります。

(6) 庁内会議（部長会を予定）での支援業務

本市の庁内会議において、本業務の報告を行う際の支援を行う。

なお、その際の対応事項を下記に示す。

ア 庁内会議配布資料の作成及び印刷

イ 庁内会議事務局の支援

ウ 上記にあげるものの他、会議等の運営に必要な事項

※ 庁内会議は3回の開催を予定しているが、変更される可能性もあります。

5 業務実施報告

本業務完了時には、次のドキュメント類を整備して市へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書：50部（形式は調整中）
- (2) 上記成果物に係る電子媒体（PDF及びWord形式）
- (3) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (4) 経費明細書（計算書）
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD

※ 提出ドキュメントについては、業務を遂行していく中で変更が生じる場合がある。

6 打ち合わせ協議

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施する。

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務により得られた成果物の著作権及び所有権は、名護市に帰属するものとする。ただし、当委託業務で得られた成果物において、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、名護市地域政策部振興対策室と協議すること。